

1. 議事日程

[令和3年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目]

令和3年6月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第33号 安芸高田市財産区管理会条例 |
| 日程第4 | 議案第34号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第35号 安芸高田市本郷財産区基金条例 |
| 日程第6 | 議案第36号 安芸高田市北財産区基金条例 |
| 日程第7 | 議案第37号 安芸高田市財産区特別会計設置条例 |
| 日程第8 | 議案第38号 安芸高田市坂財産区議会設置条例 |
| 日程第9 | 議案第46号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第10 | 議案第47号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第39号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第41号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第42号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第43号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第44号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第45号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第48号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 南澤克彦 | 2番 | 田邊介三 |
| 3番 | 山本数博 | 4番 | 武岡隆文 |

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 5番 | 新田和明 | 6番 | 芦田宏治 |
| 7番 | 山根温子 | 8番 | 先川和幸 |
| 10番 | 大下正幸 | 11番 | 山本優 |
| 12番 | 熊高昌三 | 13番 | 秋田雅朝 |
| 14番 | 金行哲昭 | 15番 | 石飛慶久 |
| 16番 | 宋戸邦夫 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである（1人）

9番 児玉史則

4. 会議録署名議員

5番 新田和明 6番 芦田宏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

| | | | |
|---------------|-------|--------|------|
| 市長 | 石丸伸二 | 副市長 | 米村公男 |
| 教育長 | 永井初男 | 総務部長 | 行森俊莊 |
| 企画振興部長 | 猪掛公詩 | 市民部長 | 福井正 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 大田雄司 | 産業振興部長 | 重永充浩 |
| 建設部長兼公営企業部長 | 小野直樹 | 教育次長 | 宮本智雄 |
| 消防長 | 土井実貴男 | 総務課長 | 内藤道也 |
| 財政課長 | 高藤誠 | 政策企画課長 | 高下正晴 |

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 森岡雅昭 | 事務局次長 | 國岡浩祐 |
| 総務係長 | 藤井伸樹 | 主任主事 | 岡憲一 |



午前10時00分 開会

○宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、2件の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、5番新田議員及び6番 芦田議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 皆さんおはようございます。令和3年第2回定例会の運営につきまして、去る6月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月28日までの18日間といたしました。

議事の都合により、6月12日から15日、6月19日から27日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案16件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案33号から第38号及び第46号、第47号の8件は総務文教常任委員会へ、議案第40号から第44号までの5件は産業厚生常任委員会へ、議案第48号は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の議案2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

6月4日の議会運営委員会までに提出された、陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、11人からの通告でありましたので、通告順に、6月16日を6人、6月17日を5人といたしました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第33号 安芸高田市財産区管理会条例

日程第4 議案第34号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例

日程第5 議案第35号 安芸高田市本郷財産区基金条例

日程第6 議案第36号 安芸高田市北財産区基金条例

日程第7 議案第37号 安芸高田市財産区特別会計設置条例

日程第8 議案第38号 安芸高田市坂財産区議会設置条例

日程第9 議案第46号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例

日程第10 議案第47号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第3、議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件から、日程第10、議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの8件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、提案理由を御説明します。

議案第33号から第37号までの5議案は、安芸高田市内にある九つの財産区のうち八つについて財産区議会を廃止し、財産区管理会に移行するに当たり関係条例を制定するものです。

議案第38号は、地方自治法第295条の規定に基づき、広島県知事の提案により、新たに安芸高田市坂財産区議会設置条例を制定するものです。なお、本案は広島県知事の提案ですが、安芸高田市長において提案理由を述べ議決を求めます。

議案第46号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に合わせ、教育委員会を教育長及び4人の教育委員をもって組織することに改めるため、条例を廃止するものです。

議案第47号は、児童生徒の不登校の要因が多様化している現状を踏まえ、設置目的や名称等について所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本案8件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第39号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第11、議案第39号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、提案理由を御説明します。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福井市民部長。

○福井市民部長 このたび、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構で個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの発行を行い、また、手数料を徴収することが明確化されております。

現在、マイナンバーカードの再発行の手数料につきましては市の歳入です。しかし、法改正後は機構が直接徴収することになり、市の予算に入らない歳計外現金となります。

手数料は機構から請求があり、支払手続を行うこととなり、市の事務は変更となりますが、市民の皆様のマイナンバー交付手続、また、再交付時にお支払いいただいている1カード800円の手数料につきましては引き続き市役所窓口でお預かりします。ですから、市民の皆様も市役所での手続については従来と変わることはありません。

本条例の改正は手数料徴収が機構の事務となったことで、市条例の一部、個人カードに係る徴収項目部分を削除するものです。

それでは、議案第39号新旧対照表を御覧ください。

2ページ目、別表の改正になります。右が改正前の太枠内のカードの再発行の項目、下段になりますが、事務、名称、金額の部分を全て削除いたします。

なお、附則の施行日につきましては行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行日と合わせて9月1日となります。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第39号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第12 議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第41号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第42号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第43号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第44号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一

部を改正する条例

○宍戸議長 日程第12、議案第40号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件から、日程第16、議案第44号「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、提案理由を御説明します。

議案第40号は、広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

第41号から第44号は、関係法令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案5件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第45号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第17、議案第45号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、提案理由を御説明します。

本案は、安芸高田市結婚縁結び事業の廃止に伴い、当該事業に係る団地分譲の優先的な取扱いを廃止するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 それでは、要点の御説明をいたします。議案書を御覧ください。

本案で一部を改正する条例は定住促進団地の設置及び当該団地の分譲に関し、定めている条例でございます。

安芸高田市結婚縁結び事業の廃止に伴い、第4条第1項のただし書を削除し、団地分譲の優先的な取扱いを廃止するものです。

第13条第1項第3号は字句を訂正するものです。

以上で、説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論あり)

○宍戸議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
武岡議員。

○武岡議員 議案第45号に反対の立場から討論を行います。
改正前の条例におきましては、このたび廃止された安芸高田市結婚縁
結び事業をただし書において申込みにあたって、この結婚縁結び事業に
よって結婚した者については公募によらず分譲の申込みができる旨の特
例が規定をされております。

このことはこれまで市自らがこの結婚縁結び事業を本市の定住促進に
有効な施策と位置づけていたものであり、廃止された結婚縁結び事業が
今後の本市の定住促進に影響を及ぼすことも懸念されることから、廃止
された結婚縁結び事業の再考を求め、本条例案に反対するものでありま
す。

以上で、討論を終わります。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。
次に、反対討論の発言を許します。
(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第45号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の
一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第48号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

○宍戸議長 日程第18、議案第48号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第3  
号)」の件を議題といたします。



議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

- 石丸市長 提案理由について御説明します。  
新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等を、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。  
御審議のほどよろしく申し上げます。
- 宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。  
次回は、6月16日午前10時から再開いたします。  
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員